

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 建物、構築物、器具及び備品

定額法によっている。

(2) 消費税等の会計処理

税込方式を採用している。

2. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度を採用していない。

3. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

(1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）

(2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳書（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

当法人では、拠点区分が1つしかないため作成していない。

(4) 公益事業における拠点区分別内訳書（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

当法人では、拠点区分が1つしかないため作成していない。

(5) 拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 知足常楽会拠点区分（社会福祉事業区分）

「法人本部」

「ケアハウス知足荘」

「ホームヘルパーセンター知足（老人居宅介護等事業）」

「ホームヘルパーセンター知足（障害福祉サービス等事業）」

イ 知足常楽会拠点区分（公益事業区分）

「ケアハウス知足荘（健康福祉に関する調査及び研究）」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	67,300,000	0	0	67,300,000
建物	221,445,082	0	11,893,387	209,551,695
合計	288,745,082	0	11,893,387	276,851,695

5. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規程による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

国庫補助金等特別積立金3,088,750円を取り崩した。

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	67,300,000 円
建物（基本財産）	209,551,695 円
合計	276,851,695 円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	167,877,000 円
合計	167,877,000 円

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	307,287,572	97,735,877	209,551,695
建物	28,885,530	18,137,231	10,748,299
構築物	3,035,428	1,787,099	1,248,329
器具及び備品	1,841,500	1,772,351	69,149
権利	182,574	182,574	0
合計	341,232,604	119,615,132	221,617,472

8. 満期保有目的債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 関連当事者との取引内容

該当なし

10. 重要な偶発債務

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし